

「戒蠹損」の蔵書印覚書

岡田, 貴憲
九州大学大学院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/7325714>

出版情報 : 文献探究. 61, pp. 59-60, 2023-03-31. 文献探究の会
バージョン :
権利関係 :



コラム◎古典のひろば

「戒蠹損」の蔵書印覚書

岡田 貴憲

『和泉式部日記（物語）』の諸本四系統（三条西家本・寛元本・応永本・混成本）中、応永本系統に属する京大本『和泉式部物語』（京都大学大学院文学研究科図書館蔵、国文学[Le]ia）は、系統名の由来となった「于時応永廿一年孟春日書之／権大納言從二位為尹判」（墨付六三丁表）の本奥書を備え、同系統を代表する伝本である。江戸初期写とみられる該本をめぐっては、応永二十一年（一四一四）における冷泉為尹（一三六一―一四一七）の官職が正しくは権中納言であることから、奥書の信憑性に疑義を呈する向きもあり、また応永本系統の祖本が奥書を持たない形態であったという推定から、これを系統の代表とみなすことへの反論も強いが、同系統下の他系伝本（享禄奥書本や無奥書本）に対して異なる本文的特徴を示し、応永奥書を伝える唯一の現存本として、京大本は今日もなお無二の価値を有する。

そのような重要伝本でありながら、京大本には未解明の書誌事項が存する。本稿で取り上げる「戒蠹損」の蔵書印がそれであり、具体的には前遊紙の表右下に捺された陽刻の朱長方印（縦6.8cm×横3.9cm）が、不明瞭ながら次のように推読できる印文を持つ。

戒蠹損汚／秩錯闕狼／藉日巖居／土藏書記

「日巖居士」なる人物が捺したこの蔵書印は、虫害や帙の汚損、修復時の綴じ誤りや読後の散乱といった、書物への不当な扱いを厳に慎むよう求めた（あるいは自戒した）ものであるらしいが、その印主は

もちろん、捺印の時期すらも従来明らかにしない。というのも、これは先行研究において論じられることがなかったどころか、存在自体も言及されることのなかった蔵書印なのである。

*

大正七年（一九一八）三月八日に現所蔵先へ収められた京大本が初めて学界に知られたのは、謄写印刷での全冊原寸大複製を行った小川寿一校訂『応永本影写和泉式部日記（龍谷大学国文学会出版叢書第三編）』（龍谷大学国文学会、一九二八年。再刊は趣味講座出版部、一九三七年）による。その中では不完全ながらこの蔵書印が再現されているが、同書の「はしがき」には一切の言及がない。また、後に翻刻を含めて刊行された影印本の、佐竹昭広編『応永本和泉式部物語 京都大学蔵（京都大学国語国文学資料叢書四）』（臨川書店、一九七八年）も、詳細な解説（遠藤嘉基担当）を収めながらこの蔵書印には触れず、これに先だって『和泉式部日記』の現存諸本を網羅した吉田幸一『和泉式部研究一』（古典文庫、一九六四年）に至っては、「第一葉右上には『京都帝国大学図書印』の方印が捺されている」と記すのみで、あたかも右の蔵書印が捺されていないかの趣である。

筆者はかつて岡田貴憲・松本裕喜編『和泉式部日記／和泉式部物語』本文集成』（勉誠出版、二〇一七年）での書誌記載に際し、先行研究が揃って等閑視してきたこの蔵書印の判読を試み、「戒蠹損汚秩錯闕狼藉大口居士藏書記」と推読しつつも疑問を残していた。本稿で示した印文も依然完全なものとは言えないが、これをあえて紹介したのは、右記のような先行研究の「不誠実」さを正すとともに、京大本

の来歴を示す数少ない手がかりとして、この蔵書印の他出を広く求めたいという狙いによる。そこでいま管見に及んでいる他出例二つをあわせて提示することで、向後の備えとする。

＊

他出の一例目は、下河辺長流（一六二四―一六八六）の著である『枕詞燭明抄』全三巻の東京大学総合図書館所蔵三冊本（E31/G4）であり、京大本『和泉式部物語』と同様に、各冊の墨付一丁表右下に「戒蠹損」の蔵書印を捺す。該本の刊記「寺町通二條上ル町 寺田与平次板行」は刊年を記さないが、版元・寺田与平次重徳は寛文六年（一六六五）から元禄五年（一六九二）にかけて俳諧書肆として活動した著名な俳人である（雲英末雄「延宝期の重徳」『連歌俳諧研究』第四八号、一九七五年一月）。『枕詞燭明抄』の初刊は寛文十年（一六六九）西澤太兵衛板とされ、該本はそれ以降の再版本とみられる。

該本には他に「泉原實印」なる印主不明の陽刻朱方印と、「青洲文庫」の陽刻朱長方印が捺され、大正十三年（一九二四）の現所蔵先による購入以前は、素封家の渡辺壽（一八〇三―一八七五）、信（号青洲、一八四〇―一九一一）、澤次郎（一八七〇―一九一一）による旧蔵書であったことが知られる。従って、「戒蠹損」の蔵書印は少なくとも渡辺澤次郎以前の旧蔵者を印主とすることになる。

他出の二例目は、『隋書』全八十五巻の九州大学附属図書館所蔵二十五冊本（222.047/Z61）であり、やはり各冊の墨付一丁表右下に「戒蠹損」の蔵書印を捺す。該本は万暦二十六年（一五九八）刊本の後刻であり、「天保十五年甲辰十月」の奥付から刊年が天保十五年（一八

四四）と分かるため、蔵書印の使用時期がさらに絞り込まれる。

また該本には、他に唐津藩小笠原家による「笠家文庫」の陽刻朱長方印と豊津藩の藩校による「育徳館」の陽刻朱円印が捺される。小笠原家による唐津藩の支配は文化十四年（一一一七）から明治四年（一八七一）の間、また豊津藩による育徳館の設置は明治二年（一八六九）であり、この二つの蔵書印は他の資料（国文学研究資料館蔵『竹取物語』正保三年（一六四六）刊本（93.2）など）でも併せ捺されるため、該本が両者間で継承されたと分かる。昭和二十七年（一九五二）三月二十四日に該本を購入した現所蔵先は育徳館の旧蔵書を他にも収めるため、「戒蠹損」の蔵書印が捺されたのは小笠原家の所蔵よりも前、つまり天保十五年から遅くとも明治四年までの間と考えられる。

＊

これらの他出例からは、それぞれに「戒蠹損」の蔵書印を捺したのが十九世紀後半の恐らく同一人物であること、そしてその人物が京大本『和泉式部物語』の所蔵者でもあったことを矛盾なく推定できる。

蓋し、印文が難読あるいは印主が不明の蔵書印について書誌記載を省く「不誠実」な態度は、『和泉式部日記』に限らず古典籍を扱う先行研究全般に潜在する問題に違いなく、現在判明している捺印資料が仮名日記・歌学書・漢籍と分野を跨ぐことに鑑みれば、「戒蠹損」の蔵書印が捺された資料は案外多く現存しているのではと想像される。この覚書を全容解明に向けた一歩として、ひとまず筆を擱く。

（おかだ たかのり・九州大学大学院准教授）